

低入札価格調査 Q & A

Q 1 : 入札参加者が、入札額が予定価格の 92%未満と判断した場合に、「詳細な工事費内訳書」「技術者名簿」を提出することとなるのか。

A 1 : そのとおりです。92%以上と判断した場合は、通常の「工事費内訳書」添付となります。

Q 2 : 工事費内訳書の失格を廃止したのに、審査するのか。

A 2 : 内訳書の審査は実施し、相違箇所があった場合は、契約時に指摘します。92%未満の受注でも正確な積算がなされ、品質確保が図れることを説明するために必要な作業です。

Q 3 : 必ず当日落札決定となるのか。

A 3 : ほぼ当日に決定する見込みですが、審査基準額のチェック・決定に時間がかかる場合は翌日となります。

Q 4 : 手持ち工事制限の基準となる技術職員のカウント基準は？

A 4 : 経営審査における 2 級免許以上の有資格者となります。

Q 5 : 手持ち工事制限の技術職員数の考え方に関し、1 人が 2 つの資格を保有している場合はどうなるのか？

A 5 : 手持ち工事制限は発注工事種別毎に制限がかかります。仮に、1 人が土木と建築の資格を保有している場合は、土木一式などの工事でも 1 人、建築一式の工事でも 1 人とそれぞれにカウントします。

Q 6 : 技術職員数の報告後に職員が会社を辞めた、あるいは技術者が増えた（雇用 3 か月を経過した、資格を取得したなど）場合は、どうすればいいのか？

A 6 : 随時報告をお願いします。

Q 7 : 低入札価格調査においての入札額が審査基準額を 1 円でも下回ったら失格になるのか？

A 7 : 審査基準額未満の場合は失格となります。

Q 8 : 低入札価格調査対象はどのようにして行うのか。また、その結果はいつ判明するのか？

A 8 : 低入札価格調査の対象となる入札書比較価格の 92%未満の額で応札する者は電子入札システムでの応札時に詳細な工事費内訳書及び応札者が保有する技術職員名簿を添付し提出していただきます。

そして、審査基準額以上で最も応札額が低い者を落札者とします。（同額の場合は抽選による。）

審査の結果は当該工事が総合評価落札方式と受注制限の関係にある場合は開札の翌日、それ以外の場合は当日に判明します。ただし、審査に時間を要する場合

は翌日の場合もあります。

Q 9 : 低入札価格調査で工事を受注すると、その後の入札に参加できなくなるのか？

A 9 : 応札者が保有する技術者の数に応じて、一般競争入札において同一発注工事種別の工事について参加に制限がかかります。

制限は低入札価格調査を経て受注した工事の進捗率が80%以上となったときに解除されます。

制限を解除するには、工事主管課へ「工事出来高報告書」を提出し、受理されなければなりません。「工事出来高報告書」が受理された日の翌日以降に公告された工事から入札参加ができるようになります。

Q 10 : 低入札価格調査で受注した工事は、その工事の成績評定点によっては入札参加ができなくなるのか？

A 10 : 入札参加に制限がかかる工事成績評定点は下記のとおりです。

どちらも通知から1ヶ月の間に公告された同一発注工事種別の工事には入札参加が出来ません。

① 落札率が92%未満は、工事成績評定点が65点未満

② 落札率が92%以上は、工事成績評定点が60点未満

Q 11 : 土木一式の工事に入札参加申込し、資格有りで確認通知をもらった後に、別の土木一式の工事を低入札価格調査で受注した。技術者は10人である。資格有りで通知をもらっているのに、このまま応札してもよいのか？

A 11 : 低入札価格調査の審査に合格し、落札者として決定された時点で、受注制限件数にカウントされ、その後の落札者決定に効力を及ぼします。

技術者が10人であれば、受注制限件数は1件ですので、入札参加資格が有ると通知されていた工事についても入札参加はできなくなります。

その場合は、電子入札システムで辞退の処理をしてください。なお、処理をされずに応札されたときは、開札をせず、無効として取り扱うこととなります。

【別紙1】低入札価格調査における入札参加制限の具体的事例をご参照ください。

Q 12 : 審査基準額が92%以上になるときはどうか。例えば審査基準額が93%になる場合で、92.5%で応札したときはどうか？

A 12 : 審査基準額が92%以上の場合、審査基準額は92%になります。92%未満で応札した場合は審査基準額未満ですので失格になります。92.5%で応札した場合は低入札価格調査に該当しません。